

平成29年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 平成29年3月10日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第37号 市道路線の認定について
議第38号 市道路線の変更について
議第39号 市道路線の廃止について
議第41号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
議第46号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第47号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第16号 平成29年度村上市下水道事業特別会計予算
議第17号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計予算
議第18号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計予算
議第19号 平成29年度村上市上水道事業会計予算
- 4 出席委員（8名）

1番	川村敏晴君	2番	本間善和君
3番	平山耕君	4番	本間清人君
5番	姫路敏君	6番	大滝久志君
7番	小田信人君	8番	川崎健二君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員

小杉武仁君	河村幸雄君	鈴木好彦君
稲葉久美子君	渡辺昌君	鈴木いせ子君
木村貞雄君	佐藤重陽君	
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
建設課長	中村則彦君
同課整備室長	伊与部善久君（課長補佐）
同課管理室長	小野道康君（課長補佐）
同課管理室副参事	風間貴志君
同課日沿道対策室長	山田広良君（課長補佐）
都市計画課長	東海林則雄君
都市計画課参事	本間孝則君（都市政策室長）
同課建築住宅室長	志村悟君（課長補佐）
下水道課長	早川明男君
同課工事係長	白井信一君
同課管理業務室長	稲垣秀和君
同課管理業務室係長	齋藤健一君

同課管理業務室係長	渡 邊 貴 志 君
水 道 局 長	川 村 甚 一 君
同 局 工 事 係 長	中 川 博 之 君
同 局 管 理 業 務 室 長	内 山 治 夫 君 (次長・課長補佐)
同 局 管 理 業 務 室 係 長	宮 村 勉 君
村 上 水 道 事 務 所 長	山 田 知 行 君 (課長補佐)
荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長	佐 藤 義 信 君
神 林 支 所 産 業 建 設 課 長	佐 藤 博 君
朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長	大 滝 清 考 君
山 北 支 所 産 業 建 設 課 長	富 樫 一 男 君

10 議会事務局職員

局 長	田 邊 覚
係 長	鈴 木 渉

(午前10時00分)

委員長 (川崎健二君) 開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第6 議第37号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長 (建設課長 中村則彦君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長

皆様、おはようございます。それでは、議第37号 市道路線の認定についてご説明する。村上地区若葉町地内の2路線について、このたび道路用地の寄附を受けたので、市道認定をお願いするものである。別記の下の表、認定路線の幅員延長調書と、それと路線説明図により説明させていただく。1路線名であるが、中川原6号線である。延長調書をごらんいただきたいと思うが、幅員が4メートルから4メートル20で、延長が116.5メートルである。中川原7号線であるが、幅員4メートルから4.2メートル、延長が60.9メートルになる。認定路線の位置についてご説明する。右の市道認定説明図をごらんいただきたいと思う。認定路線の位置については、図面右下であるが、これが主要地方道新潟新発田村上線、北線である。鍛冶町公民館前の交差点から、図面上のほうに上がっていくと三面川左岸堤防に向こう、これが市道中川原線であるが、この市道の左側の袋小路になる2路線である。中川原6号線であるが、丸印の市道中川原線を起点として終点側が図面左側の村上第一中学校の方向の矢印の位置になる。また、中川原7号線であるが、この中川原6号線の間中部から分岐して、丸印の位置を起点として同じく村上第一中学校の方向の矢印の位置を終点としている。以上、2路線について市道の認定をお願いするものである。どうぞよろしく願います。

(質 疑)

姫路 敏

2路線なのだけれども、皆袋小路になるけれども、将来的につながるというような何かそういうものでもないのか、そういう場所もないのか。

建設 課長

この図面見ていただければわかるとおり、第一中学校周りの市道があるのだけれど

も、そこまで矢印の先から住宅地が並んでいるので、この住宅地を移転するなりしないと、道路はつながらないというふうな状況である。

姫路 敏 2路線もこうではなくて、こういうふうに、こうもだめ。
建設 課長 はい。
本間 清人 実は中川原6号線の行きどまりの一番端に行った家に、実は私村上帰ってきたときに住んでいて、ここ行きどまりでずっとなる。そこに大きなふたかかった、当時の排水路か何かずっとあるのだ。あそこ当時、何とかその通行をできるような除雪体制とかとってくれるような話を当時していたのだけれども、今あそこの部分どうなっているか。

建設 課長 担当室長のほうから答弁する。
管理 室長 お答えする。今現在は水路になっていて、コンクリートのふたがかかっている。除雪路線にはなっていない。以上である。

〔委員外議員〕
なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第38号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
建設 課長 それではお願いします。市道路線の変更についてご説明する。神林地区5路線の市道路線の変更をお願いするものである。別記をごらんいただきたいと思う。いずれもこの路線については一般国道345号であるが、新しい旭橋のかけかえ工事の完了に伴い、新しい旭橋が旧橋より下流側にかけられた。この関係で国道の位置が変更した。そのためにこれに接続する市道についてもつけかえになったために、市道の起終点の変更、そして幅員、延長の変更を行うものである。表をごらんいただきたいと思うが、変更をお願いする路線については、福田北新保線、福田14号線、福田32号線、荒川堤防右岸1号線、塩谷51号線の5路線になる。起終点の変更による新旧の地番については上の表、幅員と延長については下の表に記載しているので、説明を省略させていただくので、ご確認いただきたいと思う。路線の位置と変更部分について説明する。こちらのほうは市道路線別の説明書と本日皆様方のほうに配付させていただいたA3のカラーの図面であるが、こちらのほうをお出しいただいて、これで説明させていただきたいと思うので、よろしくお願いします。初めに、議案書に添付している路線の説明図でご説明させていただく。福田北新保線であるが、こちらのほうは図面2枚ある。

（何事か呼ぶ者あり）

建設 課長 委員長、大変失礼しました。議案書の図面で説明している間にコピーしてまいるので、配らせていただくので、お願いします。

川崎委員長 そういうことなので。

建設 課長 議案書のほうの添付している図面をごらんいただきたいと思う。福田北新保線である。点線が変更前で実線が変更後になる。黒丸が起点、矢印の部分が終点になって

いる。各図面ともこういう凡例で表示している。図面の左下が起点の変更部分になっている。こちらのほう別図があるので、もう一枚の図面を見ていただきたいと思う。これは若干拡大した図面で、手前のほうに1枚めくってもらえれば、北新保線というもう一枚別図ある。これまで荒川の旧旭橋のほうで起点となっていた市道、図面上のほうに新しくできた国道345号、こちらのほうに接続したというふうなことで起終点の変更というふうなことになっている。次、その右の福田14号線の図面を見ていただきたいと思う。こちらは荒川右岸堤防下の市道塩谷51号線、図面記載はない。こちらの位置変更によって本路線の矢印の終点位置の変更を行うものである。次のページをお開きいただきたいと思う。福田32号線である。こちら荒川堤防下の市道である。こちらも国道工事に伴う市道のつけかえで起点位置がわずかだけれども、変更になった。右のページ、荒川堤防右岸1号線である。こちらのほうは国道の位置変更によるものであって、旧橋の位置から新橋の橋詰めを起点としている。次のページである。塩谷51号線である。荒川右岸堤防下の市道であるが、こちらの国道の位置の変更によって、起終点を変更して塩谷51号線、図面記載はないが、ここと接続させていただくものである。続いて、今ほどお配りさせていただいた、大変失礼しました。A3のカラーの図面で詳しくその位置を説明させていただく。番号①と書いてあるピンク色であるが、こちらのほうが福田北新保線である。点線が変更前で起点部を旧橋橋詰めから実線で示す180メートルぐらいになるが、塩谷寄りに接続している。上のほうを見ていただきたいと思うが、竹色である。竹色の2番、こちら福田14号線である。起点部を堤防下の旧道からつけかえした塩谷51号線に終点部を変更している。③である。下のほうの緑色である。福田32号線、こちらのほうも道路のつけかえにより起点の位置を変更した。次に④番は左上のほうになる。川沿いのところ、赤である。荒川堤防右岸1号線である。旧橋から新橋の橋詰めを起点としている。⑤番、右横である。ダイダイ色であるが、塩谷51号線であるが、こちらのほうも道路のつけかえにより、福田32号線との交差部を終点位置に変更している。以上、5路線について市道の変更をお願いするものである。よろしく願います。

(質 疑)

- 姫路 敏 福田北新保の(11)なのだけれども、幅員が2.5から16.6というのは、2.5メートルの幅員のところというのはあるのか。
- 建設 課長 こちらのほうは旧神林村時代から認定されていた路線で、実測2.5というふうな幅員のところもある。
- 姫路 敏 幅員36メートルなんていうのもあるのか。
- 建設 課長 こちら交差点の部分とか非常に広がっているが、そちらのほうの延長で捉えている。
- 姫路 敏 幅員は市道というのは認定を受けるときは4メートル以上がなっている。昔からの1メートルぐらいの市道もあるけれども、考えてみれば将来的にはもう少し幅広くするというのもちょっと念頭に考えていただきたいと思うが、いかがか。
- 建設 課長 現状ごらんのとおりに非常に農道的な市道であって、以前からこのぐらいの幅員というふうなことでこれまで市道として管理してきたところであるが、状況によっては拡幅する必要があるところは状況を確認して広げていきたいなというふうに考えている。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第38号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第39号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設 課長 それでは、市道の廃止についてご説明する。本路線についても一般国道345号の旭橋のかけかえの工事完了に伴い行うものである。国道の位置が移動していて、市道をつけかえたことから重複する市道福田42号線を廃止するものである。路線の起終点あるいは地番については別記記載のとおりであるので、省略する。位置についてご説明する。右の市道路線説明図をごらんいただきたいと思う。図面中央部に示す路線である。引き続いてA3のカラーの資料をごらんいただきたいと思う。こちらのほうは⑥の青色の路線になっていて、①のピンクの色の福田北新保線がつけかえになった。これに伴って重複する福田42号線を廃止させていただくものである。以上で説明を終わる。よろしく願います。

（質疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第41号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設 課長 それでは、村上市河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案については、このたび河川法施行令の一部を改正する政令が施行された。これによって村上市の河川管理条例の一部も改正するものである。改正するものについては、河川の占用料などについてであるけれども、現行の制度については占用料の徴収については占用の期間が複数年にわたる場合、毎年度ごとに当該年度分の占用料を徴収することとされていたが、このたび河川法の施行令18条2項1号になるが、こちらのほうは改正されて、占用期間が複数年にわたる場合の占用料については期間分を一括して徴収することができるようになったので、本条例についても7条、こちらのほうを改正するものである。この改正によって毎年度徴収している占用料が複数年で一括徴収できることになって、事務の効率化が図れるようになる。条例文の内容であるが、第7条第2項第2号に、ウの条項を加えさせていただきた

いと思う。内容は記載のとおりである。また、あわせて別表、備考3及び備考4であるが、大変申しわけございませんでしたが、記載の誤りがあったので、「第1項」を「備考1」に、同じく別表備考第5は消費税であるか、こちらの方も不備があったので、「1.05」を「1.08」に改めさせていただくものである。この改正の内容については別紙で新旧対照表を添付させていただいているので、ごらんいただきたいと思う。以上、よろしく願います。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第41号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第46号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

下水道課長

おはようございます。それでは、議第46号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について概要をご説明させていただく。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、予算の総額を52億1,650万円とさせていただいた。次に、第2条の繰越明許費及び第3条の地方債の補正については、第2表、第3表でご説明させていただくので、4Pをお開きください。第2表の繰越明許費については、第1款第2項下水道建設費で公共下水道改築更新経費の工事委託料で、瀬波第2中継ポンプ場の自家用発電装置の機械設備について、ポンプ場に隣接する住宅地が騒音規制区域にあり、県との協議により機器の騒音仕様に再検討が必要となり、製作に遅れが生じたため1,860万円の繰り越しをお願いするものである。次に、5Pをお開きください。第3表の地方債の補正については、下水道建設事業費の減額補正に伴い、限度額の変更を行うものである。次に、歳入歳出についてご説明申し上げるので、9P、10Pをお開きください。歳入の第7款1項1目下水道事業債については、歳出でご説明させていただく建設事業費の減額に伴い500万円を減額させていただいた。続いて、11、12Pをお開きください。歳出で第1款第2項1目下水道建設費のうち、公共下水道改築更新経費の工事委託料について、日本下水道事業団に委託している瀬波第2中継ポンプ場改築更新工事の精算見込みにより500万円を減額させていただいた。以上である。審議のほうよろしくどうぞ願います。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第46号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第47号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長 それでは、議第47号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、これについて説明を申し上げます。本補正予算については繰越明許費の補正をお願いするものである。2Pをごらんいただきたい。第1表、繰越明許費をごらんください。第1款施設費、第2項施設建設費において南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業費のうち、委託料及び工事請負費1億6,000万円について降雪による配水管建設工事等の施工時期の調整あるいは中央監視装置の機種選定等のため、翌年度へ繰り越しをお願いするものである。簡単であるが、以上である。

（質疑）

姫路 敏 あそこの工事現場というのはいわゆる指合、南大平、南大平から河内へ抜ける道の間にあるところだね。

水道 局長 おっしゃるとおりである。そのほかに指合地区、南大平地区にも若干あるが。

姫路 敏 冬場はその路線というのは除雪はしていなかったよね。

水道 局長 そのように承知をしている。

姫路 敏 今後そこに上水道の施設がしっかりとでき上がった場合は、南大平と河内と結ぶ路線のあそこの除雪は必要不可欠となると思うが、いかがか。

水道 局長 除雪については建設課あるいは地元支所の産業建設課さんと連携をとらせていただきながら、協議をさせていただきたい。

姫路 敏 直接施設の建設とは少し離れるかもしれないので、これ後で予算の部分でもちょっと突っ込んで質問しようかなと思っているけれども、冬場になると南大平の方々が出てくるの行ったり来たり、桃川の通りに入るの河内から行ったほうが早いという話も出たりもするし、またあそこに重要な施設ができるのであれば、除雪も検討してもらいたいなど、こういうことである。あとでまた質問する。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第47号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第16号 平成29年度村上市下水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第16号 平成29年度村上市下水道事業特別会計予算について概要をご説明させていただく。予算書の360Pをごらんいただきたいと思う。第1条で、歳入歳出の予算額を対前年度比でマイナス8.0%、4億2,400万円の減額で49億900万円と

させていただいた。次に、債務負担行為については第2条で、地方債については第3条で、一時借入金については第4条で、予算の流用については第5条で、それぞれ地方自治法の規定に基づき定めさせていただいた。債務負担行為及び地方債については、第2表、第3表でご説明させていただきたいと思うので、363、364Pをお開きください。それでは、第2表、債務負担行為からご説明させていただく。初めに、下水道汚泥収集運搬及び処分業務委託料から、こちらは平成30年度の下水道汚泥収集運搬及び処分の委託業務に係る業者選定を平成29年度中に行っておく必要があるため、債務負担行為をお願いするものである。次のマンホールポンプ維持管理業務委託料については、こちらも平成30年度のマンホールポンプの維持管理に係る委託業務の業者選定を平成29年度中に行っておく必要があるため、債務負担をお願いするものである。なお、債務負担に係る限度額については、それぞれ記載のとおり定めさせていただいた。次に、第3表、地方債をご説明させていただく。起債の目的と限度額については、下水道事業債で13億720万円、借換債で1億9,910万円をそれぞれの限度額として、総額で15億630万円を限度額として定めさせていただいた。また、借り入れ方法、利率、償還方法については記載のとおり定めさせていただいた。次に、歳入歳出についてご説明させていただく。368、369Pをお開き願う。初めに、歳入から369Pの説明欄でご説明させていただく。第1款1項1目都市計画下水道負担金については、1節現年度分、1、受益者負担金現年度分で村上地区3,800万円、荒川地区300万円の総額4,100万円を計上させていただいた。2節滞納繰越分については昨年と同額の300万円を計上させていただいた。次に、第2款1項1目下水道使用料で1節現年度分については、面整備の区域拡大等による使用者の増を見込んで、平成28年度より2,180万円増額の6億6,940万円を、2節滞納繰越分については300万円、3節施設使用料については、行政財産使用料として125万4,000円をそれぞれ計上させていただいた。次に、第3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1、社会資本整備総合交付金については、村上地区仲間町国道7号沿線の管渠整備や長寿命化計画に基づく瀬波第2中継ポンプ場などの改築更新費で4億3,300万円を、第4款1項1目一般会計繰入金については22億127万9,000円を、第5款1項1目繰越金、1、前年度繰越金については決算見込みにより2,000万円をそれぞれ計上させていただいた。次に、370、371Pをお開き願う。第6款2項1目排水設備等設置資金貸付金収入については、継続6件のほか新規10件分を見込んで476万円を計上させていただいた。第3項1目の受託事業については、仲間町国道7号沿線の管渠整備に伴う上水道管の共同埋設等による受託事業収入として2,600万円を計上させていただいた。第7款1項の市債については、下水道事業債、借換債ともに先ほど第3条でご説明させていただいたとおり、それぞれ限度額を定めて、総額で15億630万円を計上させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。372、373Pをお開き願う。373Pの説明欄で、金額の大きなものについてご説明させていただく。第1款1項1目総務管理費の1、公共下水道事業総務管理経費の消耗品から、こちらはプリンタートナーや井戸メーターなど消耗品の購入代金などで214万円を計上させていただいた。次に、出納業務委託料であるが、こちらは水道局へ委託している下水道使用料金に係るメーター検針徴収義務の委託料として1,712万5,000円を計上させていただいた。次に、メーター取りかえ業務等委託料であるが、こちらは検満による井戸メーターの交換に係る業務委託料として201万9,000円、工事請負費については新設する井戸のメーターと丙止水栓取り付け費とし

て315万7,000円を、消費税については平成28年度の決算見込みにより700万円を計上させていただいた。次に、2、下水道事業排水設備等整備資金預託金については、継続分6件と新規10件分を見込んで476万円を計上させていただいた。次に、3、地方公営企業法適用化事業経費については、平成32年度の公営企業会計移行に向けての法的化に必要となる処理場やポンプ場、管渠などの固定資産の調査、評価業務の委託料として3,660万円を計上させていただいた。4、公共下水道事業職員人件費については、本庁、支所職員8名分の人件費を計上させていただいた。次に、1項2目施設管理費、1、公共下水道事業施設維持管理経費についてご説明させていただく。消耗品費については、処理場で使用する消毒剤や凝集剤などの薬剤の購入費などで2,980万円を計上させていただいた。光熱水費は処理場やポンプ場、マンホールポンプなどの運転に係る電気水道料金として9,860万円、修繕料については計画修繕17件のほか、各地区処理区の修繕費として2,600万円を計上させていただいた。次に、375Pをお開き願う。通信運搬費については、浄化センターや中継ポンプ場などの非常用通報装置の電話料として790万円、廃棄物処理手数料については下水汚泥を桧原のごみ処理場で処分するための手数料として1,236万円、施設維持保全業務委託料については浄化センターや中継ポンプ場のほか、マンホールポンプなどの運転管理等に係る業務委託料として2億7,825万1,000円、設備保守点検業務委託料については朝日浄化センターと山北地区の3処理場の脱臭機の活性炭交換のほか、空調機等の保守点検管理及び非常通報受信に係る管理業務委託料などで2,729万円、汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、各浄化センターから発生する下水汚泥の処理に係る運搬処分費として7,830万円を、工事請負費については北中中継ポンプ場のポンプ取りかえやマンホールポンプのオーバーホールなど修繕的な工事23件分として8,800万円をそれぞれ計上させていただいた。次に、2項1目下水道建設費についてだが、1、公共下水道建設経費の中ほどの測量設計等委託料から、こちらは管渠整備に係る実施設計業務のほか、下水道法の改正に伴う変更事業計画書の作成業務などの委託料として5,000万円を計上させていただいた。工事費については、舗装の本復旧や管渠整備約2.7キロの工事費などで8億8,090万円を、補償金については管渠工事に伴う水道管等の移設補償費として3,800万円を計上させていただいた。次に、2、公共下水道改築更新経費だが、測量設計等委託料については、村上浄化センターの長寿命化計画の策定業務委託料として4,100万円、工事委託料については瀬波第2中継ポンプ場の機械電気設備の改築工事の委託費として1億2,150万円を、工事請負費については瀬波1号幹線の老朽管対策工事や旧寝屋浄化センターの処理槽埋め戻し工事などで2,950万円を計上させていただいた。3の公共下水道建設事業職員人件費については、8名分の人件費を計上させていただいた。次に、376Pをお開き願いたいと思う。第2款1項の公債費については、1目元金で償還金23億7,794万3,000円、2目利子で償還利子5億225万8,000円の総額28億8,020万1,000円を計上させていただいた。第3款1項1目の予備費については、昨年と同額の250万円とさせていただいた。以上で説明を終わらせていただく。ご審議のほうよろしく願います。

歳入
(質疑)
姫路 敏

369Pの歳入の部分の受益者負担金なのだが、もう平成30年度で公共下水道というの

は、大体下水道としての工事は行政側のほうは完了していくという方向性にあるの
だろうし、今仲間町のほうを大体メインにやっているのだろうけれども、4,100万円
というのは仲間町方面のところの住宅あるいは店舗などだと思うけれども、負担金
が一番大きいというのは幾らぐらいか。

下水道課長 負担金で一番大きい額という仲間町の工場になるが、約400万円ほどの金額をいた
だいている。

姫路 敏 旧村上市が一番負担金というのは大きく取られているわけで、荒川の一部というの
は荒川の負担金は15万円か、1件当たり、大体。

下水道課長 今ほど委員が言われたように、荒川地区については15万円となっている。

姫路 敏 下水道の料金というのはそういう経緯があるものだから一緒に、旧村上のほう
に住んでいる人はそれだけの負担金を払って下水道をつなげているから、全く負担
金のないところと一緒にできないという事情もあるのだろうけれども、負担金その
ものについて見れば、相当なお店も含めて、例えば400万円払いなさいよと、負担金
だけだけれども。さすが来ておまえのところ400万円くださいという、店にしてみれ
ば相当なものがあるのだろうけれども、この辺何か苦情等来ていないか。

下水道課長 金額の大きい方という企業さんになるのだけれども、企業さんのほうからは私は
苦情をいただいているとは聞いていない。

姫路 敏 ほかに何か、ここに滞納金ということで300万円ほど上がっているけれども、いわゆ
る滞納金という位置づけはどういうものなのか、ちょっとわからない。分割で払っ
ているのも滞納金なんていう言葉をする事があると行政は言っていたけれども、こ
れは回収見込み等はどんななのか、負担金の300万円の件は。

下水道課長 滞納分については、生活困窮の方とかやはり今委員言われたように分納という方が
含まれている。その中で平成28年度はまだ決算は出ていないけれども、現在のとこ
ろ件数として、ダブっているところあるので、というのは5カ年でいただいている
関係で150件ほどあって、その中で130件ほどの方が今対象となっている。それで
その中で今いただいている、決算はまだ出ていないが、約半分の金額を今納めていた
だえているというところである。

姫路 敏 それは最終的には分割はしているけれども、生活困窮しているということで、最終
的におさまっていくというのは大体五、六年後か、どんなものか。

下水道課長 実際今お約束させていただいている中では、やはり長い方だと五、六年でおさま
らないということもある。それでその方についてはやはり生活を優先しているので、
その中でご相談させていただきながら、上げられるときは上げていただいたりとい
うようなことの手法でご相談させていただいているのが現状である。

姫路 敏 平成30年度の年に大体行政側の公共下水道の施設整備、また配管等全部整備が終わ
ると。あとはその後は住宅がつないでくれることを願いながら進めていくという方
向性にあるのだろう。でもここ2年前にして使用料手数料というのが今度財源のメ
インにくるわけなのだが、支出金そのものからいうと49億円あるわけ。恐らくこれ
は設備的などところで立てていく部分もあるのだろうけれども、収支の第一番にく
るのはつないでくれている人の使用料手数料だと思うが、それが今6億7,000万円ぐ
らいしかないということになると、これが伸びても恐らく10億円ぐらいかなと想像で
きるが、いつもそうすればその後は一般会計からの繰出金でものをしていかなけれ
ばいけないという情勢になるのか、この辺収支のやりくりというのは、収支の金額
というのはどのぐらいに見込んでいるのか。10年後の話ではないわけ。今平成29年

度だから、来年30年度。31年度からはその体制でいろいろ考えていかなければいけないわけだが、そういうことについての考え方というのはお持ちなのか、この予算書をつくりながら、どう考えているのか。

下水道課長

今ほどのご質問の件であるが、平成32年度から企業会計に移行するわけなのだけれども、企業会計になってもやはり下水道事業については一般会計からの繰り入れなくしてはやっていけないということで承知している。その中で使用料で賄わせていただくのがやはり施設の維持管理費になる。それ以外のもの、建設費等についてはやはりそれらも含めて一般会計であったり、また交付税に頼らざるを得ないだろうなど。その中で私ども使用料そのものはこれから料金の見直し等をさせていただくことにはしているのだが、その中で通常の維持管理、そこで経費削減できないかということで、今それらの取り組みもしながら、使用料の料金改定に向けていきたいなというふうなことで今作業を進めているところである。

姫路 敏

一般会計から22億円もこの年も入っていくわけ。そうやって考えてみると、公共下水道の今度企業会計的に移っていく部分もあるのだろうけれども、この会計が少し頑張ることによって一般会計から移る部分というのが削減できてくるわけ。一般会計から22億円のところ10億円で済んだとか、15億円で済んだということが大変な金額が一般会計でやりくりしている中での市民に対する負担金、補助金なんかでも非常に左右されてくるので、そここのところをしっかりとつかみながら、平成29年度、そして平成30年度と会計を維持しながら、設備を見ながら早くつなげてもらえるように努力しながらやってもらいたいと思う。

下水道課長

ありがとうございます。今委員が言われたように、しっかり水洗化率の向上に向けて取り組んでいきたいと思っているので、よろしくお願ひしたいと思う。

〔委員外議員〕

木村 貞雄

371Pの一番上の排水設備等設置資金貸付金収入の関連でお聞きするけれども、今後半になってやっているのだけれども、個々のつなぎ込みはどんなものか。そういう関係なのだけれども。

下水道課長

476万円の内訳としては、先ほど新規10件分ということでご説明させていただいた。その中で76万円分が継続分ということで、それでどうしても使い勝手というか借り入れ勝手が悪いというふうなこともあるので、今検討しているのが住宅リフォームを使われる方が結構おられると。その中で今の貸し付け制度について若干今住宅リフォームを借りても借りられるような制度の見直しを図れないかなということ今研究しているところである。それでつなぎ込みの方が住宅リフォームであったり貸付金の制度を利用していただいて、つなぎ込みをしていただけるよう努力していきたいというふうに考えている。

木村 貞雄

私もその関連でお聞きしたかったのだけれども、というのは、合併後調べてみると余り使っていない。というのは、ひとつ問題あるのは、保証人にならなければならないというのがネックなのだ、村上地区に。私ら神林地区の場合は割と農家の関係で親戚とかつき合いあって簡単に保証人になってくれるのだけれども、まちの人はなかなかそれがネックで頼みたくても頼めないとか、そういう条件があったと思うので、何とかしてほしいなと思っているのだ。私も今の住宅リフォームの関係等、それらうまく見直しして使い勝手のいいようにしてもらいたいものだけれども。

下水道課長

ありがとうございます。今ほどお話いただいたように、私どもも金融機関と昨年度

お話をさせていただいて、例えば書類の簡素化とか各金融機関さんとなかなか調整はついていないのだけれども、今順次それらを含めて今作業を進めているところである。それでその辺が金融機関さんとの調整等終われば、制度改正に向けて準備を今進めているので、制度改正を行いたいというふうに考えている。

歳出

(質 疑)

本間 善和

373Pのほうから課長にちょっと教えていただきたいと思う。総務管理費の中でメーター機の取りかえ業務委託というの上がっていると思う、真ん中ごろになるが201万9,000円。これたしか今お話の中で井戸メーターの取りかえという説明があったと思うのだが、ちょっともう一度詳しく願います。

下水道課長

井戸メーターの取りかえについては検満を迎えまして、要は8年に1回交換しているのだが、8年で検満を迎えるので、その取りかえ費用として計上させていただいているものである。それで個数としては全部で、村上地区から山北地区までで400個予定している。

本間 善和

どういうところの井戸という格好で聞いたかったのだけれども、どういう場所につけたメーター機なのかということ。

下水道課長

井戸を生活用配水で使っている方というか、上水道ではなくて井戸を使って洗い物であったりとかお風呂であったりとか、そういうところに使っている井戸メーターになる。

本間 善和

再度ちょっと聞くけれども、その人はそうすると通常の簡易水道とか上水道がなく、井戸水だけで生活しているという方なのか。

下水道課長

上水道と両方あわせて使っている方もいる。井戸だけではないということである。

本間 善和

私の認識では上水道使って、メーター機ついている。そして自分の都合で例えば別なところから分けると・・・もう一本あるということか。それもそして下水道に流れていくと、そういうメーター機ね、わかった、了解した。

姫路 敏

今のところなのだけれども、井戸のところメーターつけると、その井戸水で茶わん洗ったり、風呂場の水に使ったりということになれば、それをそのまま流すときになれば下水道に入るわけだから、それで下水道のメーターもそこにつけるといことなのだろうけれども、そのメーターの取り付けについてみれば受益者負担を取っているというようなどころたしかあったと思うのだけれども、どういうのか。たしか3万円だか3万5,000円だか取っている。

下水道課長

今委員言われたメーターについては、実際控除するメータとして控除メーターというものをつけさせていただいて、そこからその分を差し引いているというようなどころである。例えば100立方メートル使ったとする。そこからメーターによって例えば30立方は別なところに使っているよとなれば、30立方メートルをはかるメーター、控除するメーターというか、そういうものの設置である。

姫路 敏

井戸水で花に水をやったり、いわゆる打ち水に使ったり消雪パイプに使ったり、いろいろなことで活用している方もいる。そういう方々は控除するメーターをつけるということになれば、その部分についてみて受益者負担だというのは納得できないという人が結構いるのだ。そんなのだったら最初からメーターつけるなど。いわゆる自分のところの道路にまくような水のところにメーターつけに来て、これは半分控除するから半分はそのかわりメーター回った分よこせよという金取りに来るメー

ターをつけておいて、そのメーターつけたところの人に金もらうなんてどういうことなのだという、そういう話も出てくるのだけれども、これ改善する気ないか。

下水道課長 今ほどの控除メーターについては、それを取りつけなければ、例えばそのままの水量で料金をいただくことになるので、そうすると使用者の方にとってはちょっと不利な面というか、要は下水道に流れない分も、例えば庭に水やったりとか下水道に流れない部分も徴収することになるので、それで控除メーターということで、使用者の方の本当に実際の下水道に流れる分の水量をはかるために取りつけさせていただいているので、これについては今の現状のままやっていきたいというふうに考えている。

姫路 敏 ということは、控除メーターというのは、家の中で使わない下水の消雪パイプだったり何なりのはもう関係ないということね。控除メーターも何もつけなくていいのだと。これどこに使っているのか、外の水やりに使っている井戸だと言え、それはメーターはつけなくていいこといいね、解釈は。

下水道課長 今委員言われたのとちょっと違って、消雪パイプであったり庭に水やる、その水量を控除するために取りつけるメーターなので。

姫路 敏 井戸やっているのが、俺のところは消雪パイプ、あるのだ、そういうところが。消雪パイプとか屋根のところの雪の消雪パイプだの、あと花に水やったり、それしか使わないのにメーターつけていって、後からお金よこせまで始まった。何人も私のところに、説明しようがない。どうにかして、それは、はっきり言って。何とかしてもらいたいわけ。だから控除メーターつけるのは控除メーターつける。でも控除だけであって、料金徴収はするわけだ、行政側は。普通電気屋さんでもどこでもメーターつけるのは手前のお金でつけるのだ。そしてメーター回った分だけ今月幾らですよと置いていくのは、みんなこっち側のやる仕事。それを控除させるためだったメーター3万5,000円つけばあれだぜというような、そんな上から目線のメーターつけるとだめだ、それ改善してもらいたい、この予算の中で、それは認められない、そういうことするのであれば。

本間 善和 課長、例えば井戸あったと。この井戸が100%畑にやるとか消火栓にやるとか絶対下水道には入らないぜという井戸であればメーターはつけなくていいのだらう。

下水道課長 今委員言われたように、100%下水道に入らないものについてはメーターは取り付けない。

姫路 敏 井戸1つでパイプ2つあるのってある。井戸1つでパイプが2つに分離していく。

本間 善和 例えばこれ井戸で、パイプ井戸に2本突っ込んでいる。そして、ポンプが2個あれば、そういうのもあると思う。畑用と飲み水用として。こっちの畑用で使うのならメーター機つけなくてもいい。

姫路 敏 その畑用にメーターつけていったというから。

下水道課長 ちょっと管理業務室長のほうから詳しくご説明させていただく。

管理業務室長 今ほどの控除メーターの件なのだけれども、井戸水を使って外に使う分については今言うように宅内のほうで、下水道のほうに全く流失させないものについてはメーターをつける必要はないが、井戸から宅内のほうに引いて、家の中で利用されて下水道に流れる部分については、そこの部分で使うので井戸メーターは市のほうで設置する。井戸メーターで実際に宅内のほうは使っているけれども、庭のほうにまいているような部分については、一部控除メーターを設置している部分はあるけれども、今現在メーターを通さずにその手前のほうで分岐させて、外に出している部分

については下水道の料金には反映させないし、メーターをつける必要はないというふうに考えているけれども。

姫路 敏 それでいいのだ。私の言うのは、その分離するメーターを受益者負担払いにさせるのは違うのではないのということを言っている。わかる、言っていることが。メーターはすなわち企業側の責任のもとにつけていくわけ、電気のメーターも全部。家を建てたら電気のメーターつけたから、おまえのところ10万円よこせなんていう東北電力ないだろう、みんなつけていくわけ。ガスもそうだし、ガスのメーターも。そのメーターが控除になろうがなるまいが、控除のメーターつけて控除したということだってお金をもらうわけだ。水は地下水だ、自分のところで上水道出しているわけではない。でも下水道に入るのだからといって控除のメーターをつける、そのメーターにお金をかけることはおかしいのではないのと言っている。私の言っていること理解できるかな。それは違うのではないかと、改善しなければならないということをお前は言っているのだ、それを。

下水道課長 今委員言われていることに対しては理解はさせていただいているが、あくまでも井戸から、今室長からも説明あったように、中に行く分、そこについては市のほうでメーターを取りつけさせていただいて・・・

姫路 敏 それはわかったというの。どんなふうになっているかというのはそれはわかった。それは十分最初から私は理解しているつもりでいるのだけれども、つけるメーターのメーターの料金についてみれば、控除メーターをつけた分についてみても、やっぱり行政側で、村上市側でそれはつけるよといってつけて、その分の負担は村上市ですべきでしょうということ。だって後でお金もらっているわけだろう、利用料金についてみれば。それを検討してくれと、検討すると言えばこの理論は終わり。それ検討するということになれば、これで議論終わりなのだ、私の言っていること。そしてあと課内で少し検討して、その報告を6月のときにでもしてもらえればそれでいいではないか。何もわけのわからないことを言っているわけではないのだ、簡単な話だ。

下水道課長 今ほど委員言われたように、ちょっと検討させていただきたいと思うので、よろしく願います。

本間 善和 375P、下水道から出た汚泥というのがあるわけなのだけれども、当然所定の残廃処理業者に出しているというのが通常だと思って、委託料7,830万円上がっているわけだけれども、その上の、先ほどちょっと課長の説明の中で触れたのだけれども、廃棄物処理手数料というのがある。これ檜原のほうとかのごみ処理場で何とかの処分手数料なのだとおっしゃったのだけれども、その辺の汚泥とは違うものなのか、どういうものなのかと思って。

下水道課長 廃棄物処理手数料については汚泥そのものであって、汚泥である。汚泥で檜原のごみ処理場へ持って行って処分していただくもので、檜原のごみ処理場については手数料という形でお支払いしている関係でここでは手数料と。それで処分業務委託料というか、そちらのほうの処分については民間の企業さんのほうで処分していただくので処分料というふうなことで、名称の違いである。

本間 善和 そうすると持っていく汚泥については、どちらに持っていっても同じ汚泥だということに理解してよろしいのか。

下水道課長 そのとおりである。

本間 善和 これ距離もあると思うのだけれども、処理料金とかそういうものについての比較は

答えられるか。例えば立方メートル当たりの手数料、こっちのほうでは立方メートル当たりの処理料、同等なのかその辺のところの比較。

下水道課長 廃棄物処理手数料としては単価がトン当たり 1 万2,000円になっている。それで処分する民間企業のほうは日本建機さんで 1 万8,000円というふうになっている。

本間 善和 そうすると、民間のほうに出してやってもらっているのが、これ距離とか運搬も入っているものだから遠いということで、単価立方メートル当たり6,000円違うわけだよ。

下水道課長 今ほど答弁させていただいた金額については、あくまでも処分費と手数料である。運搬費についてはまた距離等もあるので、それぞれの金額がまた違ってくるということである。

本間 善和 朝日のほうでやれば 1 万2,000円という格好で今聞いたと思うのだけれども、私あなたの答えだとそうだと思うのだけれども、当然私から見れば朝日の処理場のほうが単純に考えて安いものだから、朝日のごみ処理場で能力さえあれば、経費的には朝日のほうにボリュームとしてどのぐらい持っていてどういふのかわからないけれども、朝日のほうで全部受け入れるという処理能力があるのであれば、朝日に全量持っていたほうが良いと思うのだけれども、その辺のところはどういう関係になるのか。

下水道課長 今ほど委員が申したとおり、全量朝日の処理場のほうに持っていけば非常に安く済むのだけれども、どうしても朝日のごみ処理場での受け入れ量というものもあって、そしてその中で運搬費と処分費、それを比較しながらなるべく朝日のほうに持っていくようにして、それ以外に受け入れできないもの、それを一般の企業のところの処分場で処分していただいていると、こういうことである。

本間 善和 わかった。了解する。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 工事やっている中でお聞きしたいのだけれども、これめったにないのだけれども、工業団地とかは別として、下水道やっている区域外というのは、めったにないと思うのだけれども、そういう住宅地の関係の中では出てくるということはないか。

下水道課長 今私どものほうで工事させていただいているところについては、やはり下水道の事業認可を受けた区域のみということで、区域から外れたところについては整備はさせていただいている。

木村 貞雄 たまたまうちの集落の近くにそういうところ 1 カ所あるのだけれども、やっぱりどこから企業が入ってきたり、会社が来たりすると、それは浄化槽のほうで工場はあるけれども、なるべくやっぱりそういうことないような計画というか、その辺お願いしたいのだけれども。

下水道課長 市のほうではどうしても区域内の整備という制約があって、それで区域外のものについてはやはり使用者の方で自分で下水道に接続したいという場合は、相談していただければ下水道のほうの接続は可能ということであるので、区域外については浄化槽かまたは市のほうの下水道の接続について協議をしていただければというふうなことである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13

議第17号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計予算を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長

それでは、議第17号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計予算について概要をご説明させていただく。予算書の385Pをごらんください。第1条で、歳入歳出の予算額は対前年度比プラス8.4%、9,400万円の増額で12億1,800万円とさせていただいた。次に、債務負担行為については第2条で、地方債については第3条で、予算の流用については第4条で、それぞれ地方自治法の規定に基づき定めさせていただいた。債務負担行為及び地方債については第2表、第3表でご説明させていただくので、388、389Pをお開き願う。それでは、第2表、債務負担行為からご説明させていただく。マンホールポンプ維持管理業務委託料の債務負担行為については、平成30年度のマンホールポンプの維持管理に係る委託業務の業者選定を平成29年度中に行っておく必要があるため、債務負担をお願いするものである。次に、389Pの第3表、地方債については、起債の目的と限度額については集落排水事業債で2億6,990万円、借換債で3,540万円をそれぞれの限度額として、総額で3億530万円を限度額として定めさせていただいた。また、借り入れ方法、利率、償還方法については、記載のとおり定めさせていただいた。次に、歳入歳出についてご説明させていただく。393、394Pをお開きください。初めに、歳入から、394Pの説明欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。第1款1項1目農業集落排水事業分担金については、1節現年度分、1、農業集落排水事業受益者分担金、現年度分で、滝の前集落の受益者分担金63万円を計上させていただいた。次に、第2款1項1目農排施設使用料で1、農業集落排水施設使用料、現年度分で1億7,570万円、2目個別浄化槽施設使用料、現年度分で80万円を計上させていただいた。次に、第3款1項1目集落排水事業県補助金、1、農業集落排水事業費補助金については、越沢地区の集落排水施設機能強化工事の事業費補助金と起債償還に係る補助金で7,160万2,000円を計上させていただいた。第4款1項1目一般会計繰入金については6億4,950万4,000円、第5款1項1目繰越金、1、前年度繰越金については、決算見込みにより1,000万円を計上させていただいた。次に、395、396Pをお開き願う。第6款2項1目排水設備等設置資金貸付金収入については、継続1件のほか 新規10件分を見込んで404万2,000円を計上させていただいた。第7款1項市債については、集落排水事業債、借換債ともに先ほど第3条でご説明させていただいたとおり、それぞれ限度額を定め、総額で3億530万円を計上させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。397、398Pをお開き願う。398Pの説明欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。第1款1項1目農業集落排水総務管理費の1、農業集落排水事業総務管理経費の中ほどの出納業務委託料、こちらは水道局へ委託している使用料金に係るメーター検針、徴収業務の委託料として468万8,000円を計上させていただいた。次に、メーター取替業務等委託料について、こちらは検満による井戸メーターの交換に係る業務料として115万4,000円、工事請負費については新設する井戸のメーターと閉栓取り付け費として220万円、消費税については平成28年度の決算見込みにより1,250万円を計上させていただいた。次に、2、農業集落排水事業排水設備整備資金預託金については、継続分1件と新規10件分を見込んで

404万2,000円を計上させていただいた。次に、3、地方公営企業法適用化事業経費については、平成32年度の公営企業会計移行に向けての法的化に必要となる処理場や中継ポンプ場、管渠などの固定資産の調査、評価上の委託料として1,338万円、4の農業集落排水事業職員人件費については、本庁、支所職員4名分の人件費を計上させていただいた。次に、1項3目農業集落排水施設管理費の1、農業集落排水事業施設維持管理経費の消耗品については、処理場で使用する薬剤の購入費用などで270万円を計上させていただいた。光熱水費については、これも処理場や中継ポンプ場、マンホールポンプなどの運転に係る電気水道料として4,629万円7,000円、修繕料については計画修繕9件のほか各地区17処理区の不時修繕費として1,500万円を計上させていただいた。次に、400Pをお開きいただきたいと思う。通信運搬費については、浄化センターや中継ポンプ場などの非常用通報装置の電話料として377万円、施設維持保全業務委託料については、処理場や中継ポンプ場のほかマンホールポンプなどの運転管理等に係る業務委託料として6,550万円、設備保守点検業務委託料については非常通報受信業務委託のほか電気設備等の保守点検、脱臭用活性炭の交換業務委託などで1,635万円、汚泥等収集運搬・処分業務委託料については処理場から発生する下水汚泥の処理に係る運搬処分として4,600万円、下水道台帳作成業務委託料については神林地区の農集排施設の台帳作成のほか、山辺里地区の台帳修正などの業務委託料として206万3,000円を計上させていただいた。工事請負費については、山辺里処理場の曝気装置分解整備工事のほか、神納処理場の高速避雷器設置工事など7件の工事費で1,700万円を計上させていただいた。次の4目個別浄化槽施設管理費については、河内地区の浄化槽24件分の保守点検や修繕費などで133万1,000円を計上させていただいた。次に、2項1目農業集落排水建設費の1、農業集落排水改築更新経費の測量設計等委託料について、こちらは越沢地区処理場の機械電気設備等の機能強化に係る設計書作成と施工監理業務の委託料などのほか、高根地区の機能診断調査及び中浜地区の機能強化計画策定業務委託料などで820万円を計上させていただいている。工事費については、越沢地区にある処理施設と中継ポンプ場の機能強化工事費として8,100万円を計上させていただいた。2、農業集落排水改築更新職員人件費については、2名分の人件費を計上させていただいている。次に、第2款1項の公債費については、399Pのほうで1目元金で償還金6億9,016万8,000円を、1Pめくっていただいて401Pのほうで2目利子で償還利子1億4,038万2,000円の総額8億3,055万円を計上させていただいた。第3款1項1目の予備費については、昨年と同額の250万円とさせていただいた。以上で説明のほうを終わらせていただく。ご審議のほどよろしく願います。

(質 疑)

姫路 敏

394Pの個別浄化槽使用料とあるが、これ河内地区だと思うが、これは上水道と下水道の料金あるよね。それ半分ずつしているのか、それで80万円ということなのか。これどういう分け方をしている。

下水道課長

こちらについては上水道ではなくて下水道だけの使用料で80万円という予算を組ませていただいている。

姫路 敏

だから上水道のメーター、下水道のメーターでなくて1つついているわけ。そのメーターで、簡易水道のを見るとわかるのだろうけれども、どんなふうな形になっているわけ。要するに水飲めば大体4割は下水道だよとか、6割は水道料金だよと、

わかる言っている意味が、どうも何か私の言っていることが通じないというか何と
いうか。

下水道課長 水道のメーターあるけれども、水道の使用量に応じて料金を掛けさせていただいて
いというか、1立方メートル当たり。

姫路 敏 だからどのぐらいの、河内地区の飲み水は1,000円飲んだら600円は上水道にいくし、
400円は下水道の排水事業のほうに入るよと、そういう表現をいただきたいのだけ
ども、どんな割合なのか。

下水道課長 水道のメーターで読ませていただいているのだが、それでその中で神林地区につ
いては下水道使用料として、例えば1立方メートル当たりだと、平成28年で900円、そ
れで上水道のほうだと1立方メートル当たり13ミリだと1,360円というふうな料
金を使用量に応じて掛けさせていただいて出させていただいているというところ
である。

姫路 敏 そうすれば、下水道のほうが高いのだ、どっちかという。飲んだ水のうち下水
道のほうが高い。1立方メートル当たりというか何立方メートル飲むのかわからな
いけれども。

下水道課長 神林地区については1立方メートル当たりとすると、下水道料金のほうがあ
くなっている。今ほど1立方メートルで下水道のほうで900円、水道のほうだと1,
360円。

姫路 敏 下水道のほうが安い。わかった。

本間 善和 課長、今現在農業集落という処理場の施設というのか、17施設あるという
お話だが、今回大々的な改修というのが越沢地区の処理場、私の記憶だと越沢の
処理場よりもっと古い処理場が幾つかあると思うのだけれども、当然古いもの
からかえてくるというのが私の認識だったのだけれども、今回古いやつからで
はなく、越沢の下水処理場、私にすれば新しいほうに入ると思うのだけれども、
何か不都合が出て改修するという意図なのか。

下水道課長 不都合というか、古いものであれば中浜、そちらのほうはやっていて、
その中で順次、それこそ古いもの耐震化を図ったりとか、その調査を行ってやっ
ていくということである。それで場合によっては場所的なものとかで塩害が進
んだりとか、そういうものもあるので、一概に古いところからというふうなこ
とも言えない現状である。

平山 耕 401Pなのだけれども、公債費で利子が1億4,000万円記載されているの
だけれども、資本化平準債とか借りかえのできるものは借りかえしながらやっ
ているわけだろう。これだと2.3%ぐらいか。利率、2.23%か、利率。

下水道課長 起債については財政融資資金で0.2%、縁故債で0.1%というふう
になっている。
川村 敏晴 398Pの地方公営企業法適用支援業務委託料、公共下水にも出て
きているのだが、支援委託はどういう形なのか。

下水道課長 こちらについては日本下水道事業団のほうに委託していて、それで
債務負担をいただいでいて、平成31年度までの事業で取り組ませていただ
いでいるところである。それで平成29年度については固定資産の調査評価の
ほかに、今度公営企業会計のシステム導入についての検討等も行ってい
きたいというようなことの金額である。それで委託料なのだが、名称とし
ては支援というような表現を使わせていただいでいるところである。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14 議第18号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

水道 局長

それでは、議第18号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計予算について、その概要を説明を申し上げる。予算書の410Pからである。ごらんいただきたい。まず、第1条で歳入歳出予算の総額を5億5,100万円と定めさせていただいた。これについては前年度に比べて2億7,700万円、率にして33.5%の減である。減額となった主な要因としては、南大平・指合・河内地区の簡易水道統合整備事業、この事業費が昨年度と比較をして約2億7,600万円ほど減ったこと等によるものである。次に、第2条であるが、地方債の借り入れ限度額等を定めさせていただいている。概要については413Pに記載をさせていただいているが、簡易水道の統合整備事業あるいは建設改良経費に充当するための簡易水道事業債の起債である。限度額を1億5,680万円としている。借り入れ方法等については記載のとおりである。続いて、飛ぶが414Pをごらんいただきたい。歳入歳出予算の事項別明細書、こちらにより説明を申し上げます。歳入ではまず分担金及び負担金883万5,000円、使用料及び手数料1億7,260万9,000円、国庫支出金774万円、繰入金2億201万2,000円、それから建設事業等に充てる市債1億5,680万円、これらを計上して歳入の合計を5億5,100万円としている。また、415P、歳出である。総務費に1億3,451万3,000円、施設費に1億8,618万8,000円、公債費に2億2,729万9,000円、予備費に300万円を計上し、歳入同額の5億5,100万円としている。続いて、歳入歳出それぞれの主なものを説明させていただきたい。417、418Pをごらんいただきたい。初めに、歳入である。第1款1項1目工事負担金880万円、これは消火栓の新設2基、修繕給付費の工事予定に伴う負担金である。それから、2款1項1目水道使用料は現年度分として1億7,169万6,000円を計上をしている。それから、3款1項1目簡易水道事業費の国庫補助金である。774万円を計上させていただいている。これは南大平・指合・河内地区の簡易水道統合整備事業の補助金である。それから、4款1項1目一般会計繰入金2億201万2,000円については地方債の元利償還金の2分の1、1億1,365万円である。それから、収入不足の補填として8,836万2,000円。これらをお願いするものである。それから、419、420P、次のページである、お願いする。7款1項1目簡易水道事業債1億5,680万円について、これは先ほど来申し上げているが、南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業、こちらに6,460万円、建設改良事業に7,970万円、地方公営企業法の適用化事業経費として1,250万円である。これらの借り入れを行うものである。続いて、歳出についてである。次のページ、421、422Pをごらんいただきたい。まず、第1款1項1目一般管理費である。説明欄1の一般管理経費、これらは水道業務にかかわる管理費で、料金収入手数料、それから水質検査、メーター検針、検満に係るメーターの取りかえなどの委託費、それから検定期間が満了したメーターの取りかえに係る経費また取りかえ時の修繕料、それから収納事務の委託として、これは上水道事業会計に負担金として支払っている。それから、平成28年度分の消費税の

確定申告額と、平成29年度分の消費税の中間申告額の消費税である。それから、説明欄2の地方公営企業法適用化事業経費、この事業については平成28年度、昨年度から平成30年度までの3年間で行わせていただいているが、具体的に申し上げますと水道台帳、こちらを作成していく業務、この委託料で本年度分を1,251万8,000円計上させていただいている。それから、説明欄3の一般管理職員人件費は一般管理職員4人分、この給料、手当等である。次に、2目施設管理費、こちらは各地区の簡易水道施設の維持管理経費で、説明欄1の施設維持経費については、施設の電気料等の光熱水費、修繕料、保守点検、それから漏水調査の委託、それから緊急修理をお願いしているが、その業者さんにお支払いする待機の委託料などである。次のページ、423、424P、こちらをごらんください。2款1項1目施設建設費である。1の簡易水道建設改良経費9,680万円、これについては村上地区の山辺里地区簡易水道のうち、小谷川水管橋の添架工事、この詳細設計あるいは坪根等の配水管の改良工事、それから山北地区府屋地区簡易水道の大谷沢橋の配水管の添架工事、それから高根地区、板貝地区、中津原地区、それから山北地区の監視装置等の施設改良工事、それから消火栓の工事等である。2の南大平・指合・河内地区の簡易水道統合整備事業7,300万円については、平成29年度は送配水管あるいは配水室の自家発電装置、場内整備等の整備費用、それからこれらにかかわる工事施工監理及び実施設計の修正業務、これらの委託料である。なお、本事業については平成29年度で完了をしていく予定である。次に、3款1項公債費2億2,729万9,000円、これについては起債の償還元金1億8,488万9,000円、それから新規の借り入れ分の償還利子4,241万円である。427Pから431Pについては職員6人分の給与費の明細等を記載している。次に、432P、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であるが、これは先ほど申し上げた村上市簡易水道の資産台帳の作成業務委託料である。最後に433P、簡易水道事業債の各年度末における現在高の見込み額の調書である。これについては平成29年度末の現在高を28億2,976万1,000円を見込んでいます。なお、各委員のお手元に資料として平成29年度の投資的な経費、箇所別の一覧表、これらを配らせていただいているが、説明についてはごらんをいただいて省略させていただきたい。以上である。よろしく願います。

(質 疑)

- 姫路 敏 地方債関係なのだけれども、どうしても政府系の銀行、機構に頼まないとだめなのか。利息の問題とかそういうこと。
- 水道 局長 財政投融资の財務省、政府系のものと、それから公企業債、市中銀行については今のところは考えていない。なお、利率についてはそれぞれで償還年度等で、年数等で違いがある。以上である。
- 姫路 敏 残高が28億円ぐらいもあるわけだけれども、この28億円を信用金庫あたりに貸して0.1%でもいいからということで20年返済ぐらいでどうだといったら、喜んで金出すと思うのだけれども。そういうことができないのであれば、これまたしようがないけれども、でも今後の地方自治の考え方としてみれば、そういうところもやっぱり考えてもいいかなと思うけれども、ちょっと検討してもらえるか、できないならしようがないけれども。
- 水道 局長 勉強させていただきたいが、交付税の関係であるとかそういったこともあるので、

- 勉強させてください。以上である。
- 本間 善和 水道局長、下水道会計から出納事務とかメーター機の取りかえ事務委託料というの、これ簡易水道には収入として入ってきていないのか。
- 水道 局長 簡易水道事業特別会計ではなくて、上水道事業の会計で受けさせていただくので、そちらのほうに。
- 本間 善和 上水道に入っていることはわかるのだけれども、なぜ簡易水道地区のところの下水道の収入が上水道に入っていくのかということをお伺いしたい。言っていることわかるかな、財政かなどこだろう。簡易水道の地区の下水道から繰り出す金は、簡易水道の地区の会計に入らなければおかしいのではないのと言っている。上水道の地区入ったらおかしいのではないのと言っているの。
- 水道 局長 水道のことであればそうだと思うけれども、下水道からであるので、簡易水道としても各種の料金事務であるとかそういったものについては負担金として上水道に、上水道で一括してやっているの。
- 本間 善和 あなたの簡易水道の地区のところで支出で見ているだろう。例えばそういう簡易水道の事務とか云々を。だからそれに伴う支出はしているけれども、下水道から入ってきていない、代理でやっけてきているわけだ、簡易水道のほうで、下水道の会計の。支出は出しているけれども、収入は下水道から入ってきていないの、みんな上水道でやっているのではないのと言っている。
- 水道 局長 理解した。それでは、管理業務室の係長から詳しく説明を申し上げる。
- 管理業務室係長 委員おっしゃることはよく了解しているし、理解しているが、今までの会計上、簡易水道も下水道も集排事業に係る収納事務の全ての負担金を上水道で受けているというような会計上していたものだから、確かに簡易水道の職員だったり検針事務に携わっていて、それを下水道さんと分けているというような事情もあるので、その辺もう一度来年度予算に向けて研究をさせていただきたいと思うが、よろしいか。
- 本間 善和 支出もやっているの、これ私ちょっと疑問符打つので、ここではしようがないけれども、来年の予算に向けてちょっと検討してみてください、財政とも協議して。
- 水道 局長 研究をさせていただきたいと思う。

〔委員外議員〕

- 木村 貞雄 先ほど課長のほうから説明あって、施設建設費の工事の中で小谷地区とかあったのだけれども、それは配水管改良とか石綿管とか送水管とかそういう工事なのか。
- 水道 局長 委託費のこと、これ村上地区の山辺里地区の簡易水道、そちらの天神岡地内を流れている小谷川という河川にかかっている水管橋、それを渡す添架工事についての詳細設計である。
- 木村 貞雄 そうすると、この地方債のうちの過疎債を活用しているのは南大平地区だけなのか、今年度の場合。
- 水道 局長 ほかに山北地区の府屋地区の簡易水道があるが、そちらの大谷沢にかかる工事にかかわるところでも過疎債を予定している。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。
（午前 11 時 57 分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。
（午後 1 時 10 分）

日程第 15 議第19号 平成29年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長（水道局長川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
水道局長

それでは、議第19号 平成29年度村上市上水道事業会計予算、これについてその概要を説明申し上げます。予算書の434Pをごらんください。まず、第2条で平成29年度の上水道事業の業務の予定量を表記している。給水戸数2万832戸、年間総給水量618万2,446立方メートル、1日平均給水量1万6,938立方メートルである。次に、主な建設・改良・拡張工事については、建設工事2,150万円、改良工事1億7,675万円、拡張工事1億1,690万円としている。次に、第3条では収益的収入及び支出の予定額を定めている。第1款水道事業収益では11億3,538万1,000円、水道事業の費用のほうでは10億5,516万5,000円を計上していて、差し引きの利益については8,021万6,000円を見込んでいる。続いて、435Pをごらんいただきたい。第4条では資本的収入及び支出の予定額を定めていて、第1款資本的収入で1億7,622万円、資本的支出で7億4,606万5,000円、こちらを計上させていただいている。なお、収入が支出に対して不足する額5億6,984万5,000円については、当年度分消費税等資本的収支の調整額2,979万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4億1,856万9,000円、減債積立金5,000万円、建設改良積立金7,148万5,000円、これらで補填をする予定である。第5条では継続費の総額及び年割額について定めている。資本的支出、建設改良費で荒川地区の第3次拡張事業のうち、平成29年度、平成30年度に実施を予定している荒島浄水場更新事業について、総額を3億9,750万円、年割額を平成29年度4,880万円、平成30年度3億4,870万円としている。なお、この継続費に関する調書については、先になるが467Pに記載している。次に、第6条の企業債である。借り入れ限度額を1億3,100万円として、借り入れ方法及び利率等についてはそちらに定めのとおりである。また、第7条では一時借入金の限度額、こちらを1億円と定めている。次に、第8条では支出経費の流用できる範囲を、また第9条では議会の議決を経なければ流用のできない経費について、職員給与費1億2,834万2,000円を規定している。また、第10条ではたな卸資産の購入限度額を250万円と定めている。続いて、予算の概要について村上市上水道会計予算実施計画説明書により説明をさせていただく。ちょっと飛ぶが、445、446Pをごらんいただきたい。収益的収入及び支出は、施設の運転管理など水道事業の運営経費とその財源内訳を示すものである。最初に、収入についてである。第1款1項1目給水収益は、水道の料金収入で9億6,460万2,000円を見込んでいる。次に、2目受託工事収益では、消火栓の新設、修繕などの一般会計負担分として1,455万円を計上させていただいている。3目その他営業収益の2,761万4,000円は、主に下水道使用料と収納事務の負担金及び雑収益として村上、朝日地区の上水施設管理業務委託の簡易水道事業分の負担金である。次に、2項営業外収益、2目の他会計補助金であるが、平成28年度から上水道事業に統合した旧蒲萄簡易水道の統合前の建設改良に伴う起債の利子分の2分の1の一般会計からの

繰り入れによるものである。それから、2項3目長期前受金戻入1億2,448万1,000円、これについては固定資産の取得等に伴い交付をされる補助金、負担金等について、長期前受金として減価償却見合い分を収益化する戻入額である。それから、次に447、448、こちらのページをごらんいただきたい。支出についてである。第1款水道事業費用、1項の営業費用の1目原水及び浄水費1億1,300万9,000円については、浄水施設の管理、電気保安業務、滅菌器の保安点検等の業務及び水質検査、施設等の修繕費、浄水場等の動力費である。次に、2目配水及び給水費1億749万5,000円、これについては職員4人分の人件費のほか、給水関係の維持経費及び水道施設の緊急修繕の待機料、検定満期を迎えたメーターの取りかえ費用、それから配水管等の修理費等である。次に、3目になるが、受託工事費である。次のページである。受託工事費1,455万円については、消火栓の新設が4基分、その工事請負費及び修繕費が17基分である。次に、4目総係費である。1億4,834万9,000円については、職員12人分の人件費、検針業務委託などの事務的経費等である。それから、次のページ、451、452になるが、5目減価償却費は5億2,305万円となっている。次の6目資産減耗費2,000万円、これについては配水管改良工事による既設管の除却費である。次に、453、454Pをお願いする。2項1目営業外費用で支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還利息1億32万2,000円については、財務省財政融資の資金あるいは公営企業金融公庫の資金、これらの返済分と平成28年度借り入れ分である。続いて、455、456Pをごらんいただきたい。資本的収入及び支出についてであるが、これについては施設の建設整備にかかわる費用と財源内訳を示すものである。最初に収入についてである。第1款1項1目企業債1億3,100万円については、村上地区、荒川地区の拡張事業にかかわる工事費、委託費に充当するもので、工事費全体の95%を見込んである。それから、2項1目出資金238万9,000円については、平成28年度統合した蒲萄地区の簡易水道の統合前の建設改良に充当させていただいた起債の元金償還金の2分の1である。一般会計からの繰り出し分である。次に、3項1目工事補償金4,283万円については、下水道工事及び道路改良事業に伴う配水管改良工事の補償金である。次に、457、458Pをごらんいただきたい。支出についてである。第1款1項1目拡張事業費1億3,913万円については、荒川地区の第3次拡張事業と村上地区の第4次拡張事業に係る事業費。給与等については職員1人分の人件費である。次に、委託料1,360万円、これについては荒川3次拡張事業での浄水場の施工監理及び単価構成業務の委託及び村上第4次拡張関連の設計の委託、施工監理の業務委託費である。次に、工事請負費1億1,690万円については、荒川3次拡張事業の荒島浄水場更新関係と、村上の4次拡張事業の山居山配水池廃止に伴う電気計装設備工事あるいは愛宕山浄水場等の舗装復旧工事等である。それから、2目建設事業費3,650万円である。これは塩町あるいは天神岡地内、また市道海員学校線の配水管等の建設の工事費、また荒川地区の都市計画道路東大通り線の配水管建設の設計委託料である。次に、3目改良事業費2億7,325万円である。こちらについては委託料で2,700万円、公共下水道事業に伴う配水管の詳細設計、それから日東道朝日温海道路事業に伴い支障となる朝日上水道猿沢水源の移設にかかわる地質調査の業務委託、それから神林地区の浄水の監視装置の改修に伴う管理業務委託等である。次に、工事請負費2億2,325万円のうち、配水管改良工事については下水道工事あるいは市道等の改良工事などに伴う工事費、神林地区、朝日地区等の改良工事、合わせて1億5,525万円で、改良の総延長は約1,578メートルを予定している。それから、石綿管

の改良工事であるが、国道7号の仲間町地内の改良工事、それから南町、荒川地区の大津地内の舗装復旧工事、合わせて2,150万円で、改良する延長については約93メートルである。それから、施設改修工事は老朽化した神林地区の上水道監視装置の改修に伴う電気計装の設備工事、それから先ほど申し上げた日東道朝日温海道路事業に伴い支障となる猿沢水源の移設にかかわるさく井工事で4,650万円である。負担金2,300万円は公共下水道事業に伴う工事負担金である。それから、5目の固定資産の購入費355万円、これは業務用の自動車1台及び非常用の発電機、これらの購入費である。6目リース債務の支払額354万4,000円については、料金の収納で使っているパソコンあるいは携帯の新規の支払額である。2項1目企業債償還金2億8,895万5,000円は、財政投融资分が1億8,305万3,226円、公営企業金融公庫分が1億590万1,218円である。次に、459P以降については予算に関する説明の注記である。それから、平成29年度予定しているキャッシュ・フロー、給与費の明細書、それから予定損益の計算書、予定の貸借対照表、これらを添付している。なお、467Pには先ほど申し上げたが、継続費に関する調書を添付している。簡単であるが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願います。

(質 疑)

姫路 敏

452P、委託料の検針業務委託料として、これ下水道メーター検針のことなのだ、それが1,550万1,000円というのは、メーター検針のことだよな。

水道 局長

そのとおりである。

姫路 敏

単価が110円でしたか。

水道 局長

税込みで110円。

姫路 敏

先般我が常任委員会と管工事組合との意見交換の中でこれも出てきたが、なかなか水道メーターというのは月に1度しかない作業なものだから、5日間ぐらいの余裕があるのかな、それでやっていて、例えば委託していても職員が回るだけのいわゆる収益が取れないということで、個人でやっている方も多々いらっしやって、その方が熱出ようが寝込もうが何しようがそのときに回らないと検針ができないという現実からすると、かなりきついということもあって、ではどれぐらいだったら単価いいのという話し合いをした。そしたら180円いただければ我が管工事組合としても本当にできるよ言っているのだ、彼ら結構。またそうやって考えてみると、その交渉はしたのかと言ったら、110円は譲れないという話でもうだめだということで、それで管工事組合は全面的に撤退するという感じで、それについては請け負いたくないと、いわゆる損すると、逆に言うと。そんな感じでのやりとりがあるのだが、それについてみればどのようにお考えか、メーター検針。

水道 局長

合併以降各地区のメーター検針については、今委員おっしゃるのが村上あるいは朝日、神林、こちらをエリアとしてある村上管工事事業共同組合のお話かと思うが、例えば山北地区あるいは荒川地区については、それぞれの組合にこの単価でお願いしているところであるし、村上地区については個人の方というのはそれぞれの企業にお願いをしていて、管工事組合に加盟をしていらっしやる企業さんの中から何社かは村上、朝日あるいは神林地区でやっている。単価については私も設計をして大体他市の状況であるとかそういったところも調べた上で、本来安いのか高いのかというところで何度か改定をしている。合併の際には60円ぐらいから80円ぐらいまでの幅があったわけけれども、第1の統一として75円、その後人件費であると

かそういったもののことを加味して、現在の単価に改定をしている。

姫路 敏 我々常任委員会と管工事組合、やっているのは管工事組合以外の方もやっているけれども、管工事組合としてみれば180円だったと思うのだけれども、ちょっと記憶が、180円だったと思う、1カ所。管工事組合のあの言い方を聞くと、水道工事その他についてみれば、我が管工事組合というのは専門的なので、もし点検時に何かおかしいところがあれば、その場でその家の人にも注意喚起もできるし、そしてまたどこがおかしいというところがあればすぐ飛んでも行けるし、そういう我々の利点を十分生かしてもらった中での検針作業となれば、うまくいくのではないかと、逆に。そういう提案をしていた。なるほどなということはある。ただ、金額にすると1,000万円ぐらい高くなる、確かに。でも、かえられない部分があるのかなと思うわけ。だからこうやって質問しているのだけれども。ほかは75円とか80円で、よくよく考えてみれば合併時という、それもわかる。その事情のこと。そうではなくて、市全体的な社会の貢献度とあわせて見合っていくと、管工事組合がそれであれば我々も率先的にできるというのであれば、そういったものを生かしてやるのも一つかなと思う。それが何十億もかかればこれまたちょっと違うけれども、倍まではかからないわけだ、それにしても。その辺やっぱりちょっともう一度検討してもらって、そして充実した検針作業、あなたたちは検針ができなければ職員が行って検針することはないだろう。全く考えられないだろう。でも請け負っているほうは自分が熱出て行かなくてはならぬ家族まで動員して行かなければならないような状態まであり得るということ。検針作業というのはそれだけやっぱり定められた期間の中で検針をするということなので、そうやって考えてみると管工事組合の言っていることも十分わかる。企業として受けるのであればしっかりやる、そのかわりということをやっているのだから、本来職員が回らなければならないのだ、こんなの一つずつ。それを委託してやっているのだから、やっぱりその辺のところも考えながらやってもらいたいと思うけれども、いかがか。

水道 局長 今後水道の検針、これをどのようにしていくかというふうなご意見かというふうにする。私どもも年に何度も、検針だけではないが、地元の村上を初め山北、荒川、それぞれの組合さん、水道事業の両輪であるので、情報交換したり、今後水道の検針業務もどんなふうにしていくかというふうなことで意見交換もしているし、またその中でいろいろな意見をいただけるのかなとも思うけれども、そのような検討の場は今後進めていきたいと思う。以上である。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午後1時37分）

